

ほうじん



公益社団法人 松山法人会

愛媛県知事賞に芙蓉海運(株) 県法人会連合会会長賞に(株)パルソフトウェアサービス

「ワーク・ライフ・バランス促進セミナー」開催

～組織として考える仕事と生活の調和～



11月19日、東京第一ホテル松山にて「ワーク・ライフ・バランス促進セミナー」が開催されました。

大阪教育大学准教授の小崎恭弘先生をお招きし実施した基調講演のあと、県内500社超の「えひめ子育て応援企業」のなかから今年度「リーダー企業」として表彰を受けられた松山市の『(株)パルソフトウェアサービス』高市社長様、新居浜市の『芙蓉海運(株)』野間社長様よりそれぞれ、仕事と家庭の両立支援の取組みについて発表いただきました。当日は100名を超える経営者・企業の管理職や人事労務担当者等が聴講され、今後の組織のあり方について考えていただける良い機会となりました。

松山まどんなプロジェクト基調講演 「平均値」ではなく、「個性」に注目

松山まどんなプロジェクトは、11月14日にコムズにて、早稲田大学国際教養学部教授で、現在メディアでもご活躍中の池田清彦氏を講師としてお招きし、「生物学から考える女性活躍推進」という演題で、基調講演を行いました。成長する会社というのは入社前から男性女性の従業員の配属先を決めておくのではなく、固定観念を捨てて個々の特徴を見抜いた上で、配属先を決定することができる会社であるとの説明がありました。当日は、137名の方に参加していただき、女性活躍推進について今一度見つめなおすことができたのではないかと思います。



基調講演の様子

・ワークライフバランス促進セミナー・女性活躍推進セミナー	p1	・愛媛県からのお知らせ	p4
・まつやまマドンナプロジェクト	p2	・松山市からのお知らせ	p5
・法人会全国大会 栃木大会	p2	・労務だよりVOL.25	P6.7
・松山税務署からのお知らせ	p3	・第14支部 経営者向け「ひめのわセミナー」	p8

法人会の平成27年度税制改正に関する提言を発表

～法人会全国大会 栃木大会 平成26年10月16日～

～中小企業の活性化と財政健全化、行政改革の徹底を要望!!～

第31回法人会全国大会が宇都宮市で開催され、平成27年度税制改正に関する提言の報告が行われました。主な提言内容としては、①社会保障と税の一体改革と今後のあり方(消費税引き上げに伴う対応措置、行財政改革)②経済活性化と中小企業対策(法人税率の引き下げ、中小企業の活性化に資する税制措置、事業承継税制の充実)③国と地方のあり方④震災復興について、増税や税の自然増収のみに頼ることなく、実行力のある成長戦略をすすめ、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化に向けた具体的な工程表を示すべきであるとしています。



平成27年度税制改正スローガン

- まだ道半ば。国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を!
- 厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を!
- 法人税の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを!
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を!

松山まどんなプロジェクト

女性活躍推進事業が本格的にスタート!!

松山市内の企業で就業する女性従業員相互が「活躍するための取り組み」「工夫」「好事例」などを学び合いながら、企業間の垣根を越えた交流をはかることを目的とした「まどんなメンターネット」が10月28日に開催されました。

当日は、S.I.Cオフィスキャリアステーション代表 河野久美子氏を進行役としてお招きし、「定着度を上げる仕組み」(辞めない組織づくり)と「活躍度を上げる仕組み」(女性の能力・スキルアップ)について自社の現状分析、情報交換を行いました。11月6日には、女性従業員の活躍を応援することを目的とした「社長・経営幹部連合」を開催し、(株)パルソフトウェアサービス代表取締役 高市眞一氏に自社の先進事例報告を頂いた後、「まどんなメンターネット」で議論された企業経営に対する提案、要望について、経営的立場で検証して頂きました。



▲社長・経営幹部連合勉強会の様子

松山税務署からのお知らせ

社会保障・税番号制度の早わかり



番号制度とは？

- 個人及び法人に対して、悉皆的に唯一無二の番号を付番し、それによって、
 - ①個人番号や法人番号を活用して、効率的に情報管理・利用及び迅速な情報のやりとりをすること、②手続の簡素化により国民の負担を軽減すること、③個人番号を含む個人情報（特定個人情報といいます。）の適正な取り扱いを確保することが、番号法の目的とされています。
- 平成27年10月以降番号の通知が行われ、平成28年1月以降番号利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号とは？

- 住民票を有する全ての者に対して、1人1番号の個人番号を住所地の市町村長が指定します。氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号を記載した「通知カード」により通知されます。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。
- 個人番号は社会保障、税、災害対策の分野に、利用範囲が限定されています。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。本人から個人番号の提供を受ける場合には、行政機関等が番号法に基づいて、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行うことが求められています。

個人番号カードとは？

- 表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面に個人番号が記載されたICチップ付カードです。
- 一般的には、身分証として利用できるほか、税分野においては、申告書や法定調書など税務関係書類を税務署に提出する際の本人確認などに使用されます。
- 平成28年1月以降、通知カードと共に送付される申請書を市町村に提出することにより交付されます。その際、通知カードを返納します。

法人番号とは？

- 国税庁長官が、法人等に対して、法務省から提供される会社法人等番号などを基礎として、1法人1番号の法人番号を指定し、書面により通知します。
- 法人番号は原則公表され、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）の検索、閲覧可能なサービスをインターネットを通じて提供することを予定しています。
- 利用範囲に限定はなく、民間での自由な利用も可能です。

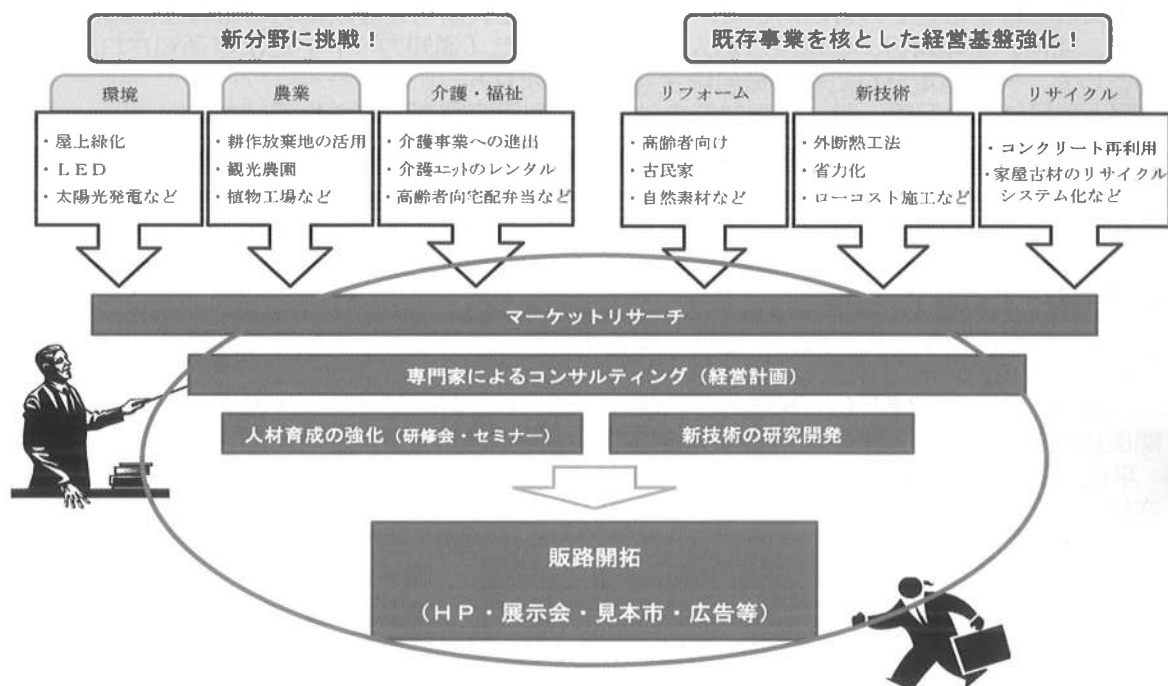
国税分野での利用は？

- 納税者等は、確定申告書等の税務関係書類に個人・法人番号を記載することが求められることとなります。
 - ① 所得税：平成28年分の申告書から
 - ② 法人税：平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - ③ 法定調書：平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから（※）
- 個人番号が記載された申告書等を提出する際には税務署等で本人確認をさせていただきます。また、法定調書提出義務者においても、金銭の支払を受ける者等の本人確認を行うことが必要となります。

愛媛県からのお知らせ

経営基盤強化や新分野進出を お考えの建設業者の皆様へ

愛媛県では、平成 26 年度に建設業者が行う経営基盤強化や新分野進出等への取組に係る経費を助成（補助）しています。



○対象となる建設業者とは、土木工・建築工・舗装工・石工・れんが工・塗装工・建具工・解体工・電気工・管工・機械設置工・測量・建築設計などの事業を営む中小企業者等です。

○補助対象は、『計画調査、研究開発、人材養成、販路開拓』に係る経費（ソフト事業）です。

○補助率は、対象経費の〔1/2 以内〕（一部の事業〔2/3 以内〕）です。

※上限額は、200 万円（一部の事業 100 万円）です。

○応募事項（随時募集）

①応募期間：随時受付（平成 26 年 10 月 16 日～）

②提出書類：愛媛県建設産業経営革新等助成事業実施要望書など

③提出先：（790-8570）松山市一番町 4 丁目 4-2

愛媛県 経済労働部 経営支援課 地域産業係（伊賀）

電話 (089) 912-2484
[E-mail] keieishien@pref.ehime.jp

松山市からのお知らせ

償却資産の適正な申告について

償却資産の申告につきましては、毎年格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび本市では標題の件につきまして、地方税法第408条の規定に基づき、未申告者の把握及び申告内容の精査により、一層の適正かつ公平・公正な申告をお願いするにあたり、以下の取組みを実施させていただいております。

償却資産の申告書は、市町村長が償却資産の価格を決定するための資料としての性格を有するものであり、その価格の決定にあたっては申告書の内容を詳細に点検するとともに、**国税資料との照合**や実地調査を行って、**適正かつ公平な課税に努めなければならない**とされています。(地方税法第408条)

未申告の法人

毎年1月1日現在松山市内に償却資産を所有されている方は、その内容(取得年月、取得価額、耐用年数等)について、1月31日までに市役所へ申告していただきますよう、よろしくお願いいたします。(地方税法第383条)

現に申告をいただいている法人

平成24年度から、「償却資産申告書」を基に作成いたします本市の「償却資産課税台帳」と、国税資料等の申告内容を照合させていただいております。

照合により確認を要する場合、「固定資産台帳」及び「法人税及び所得税 諸表」(共に写し)を郵送等で提出していただき、申告内容と所有される資産を精査させていただいております。(地方税法第353条①)

【固定資産台帳等の提出理由について】

- 固定資産税と国税では取扱いが異なる場合があり、資産の申告が適切になされているか。(下記の表を参照)
- 償却資産と家屋の附属設備においてはその判別が困難な場合が多く、それらの資産が現に償却資産であった場合、適切に申告がなされているか。

以上の確認において必要とされるため、提出をお願いさせていただいております。

なお、照合の結果、適正な申告がなされていない場合は、修正申告のご案内をさせていただいております。

項目	償却資産(固定資産税)	国税(法人税等)
減価償却の方法	定率法(旧定率法)を適用	定率法(250%定率法)・定額法の 選択性
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価額の5 / 100 ※事業の用に供している限り、必ず一定の価値があるとの趣旨です。	備忘価額(1円)まで ※法定耐用年数を経過した時点で「残存簿価1円」まで償却が可能。
「中小企業等の少額減価償却資産の即時償却制度」	認められていません。課税対象となります。	損金算入処理が可能(租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産)
圧縮記帳の制度	認められていません。 適正な時価 を取得価額とします。	認められています。(租税特別措置法)

eLTAXによる電子申告は?

平成26年度申告からeLTAX(エルタックス)を利用した電子申告が可能となりました。eLTAXの利用方法等、詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページ

なお、ご不明な点がございましたら、右記の償却資産担当まで直接お問い合わせ下さい。

【償却資産の対象となる資産の例】

受変電設備 ・自家用発電機 ・蓄電池設備 ・配電盤装置
格納式避難設備 ・中央監視制御装置 ・屋外電気設備
工場等の動力配線設備 ・社員食堂 ・社員寮の厨房設備
及び構築物(駐輪駐車場設備)やルームエアコンなどの器具等

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市理財部資産税課 償却資産担当

電話(089)948-6309・948-6311

労務便り VOL.25



社会保険労務士 寺田宗平
(てらだしゅうへい)

～労使トラブルに発展する前に～ 確認しておきましょう!年次有給休暇の基礎知識①

寺田社会保険労務士事務所

〒791-8061 松山市三津1丁目8-4

プロフィール：「信頼される社労士」をモットーに、企業の成長を支えるために何をどうすればいいのか、常に自らに問いかけながら、お客様に満足していただける提案を心がけています。

よくある労使トラブルの1つに「年次有給休暇」に関するものがあげられます。厚生労働省では年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、今年度から10月を年次有給休暇取得促進期間として広報活動を行っています。また、企業に対して年次有給休暇の消化を義務づける検討にはいるなど、今後の動向も気になるところです。

そこで、今回から3回に渡り経営者や担当者の方に確認していただきたい年次有給休暇の基礎知識についてお送りします。少しでも年次有給休暇について理解を深めていただき、労使トラブルの未然防止に繋がれば幸いです。

年次有給休暇について

休暇とは労働者に労働義務がある日に会社とその労働義務を免除する日のことです。つまり、労働義務がある日にしか休暇を取ることはできません。

そして、年次有給休暇は労働者の心身の疲労を回復することを目的として、労働基準法で付与が義務付けられており「有給」で休むことができる休暇です。

パートタイマーにも年次有給休暇はあたえなければいけないのか?

正社員やパートタイマー等の呼称に関係なく、6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合には、年次有給休暇付与の対象となります。パートタイマーに年次有給休暇を与えなくてもよいと、思いになられている経営者も多く、それらが原因でトラブルになることがあります。

一般の労働者の場合、最初は6カ月間継続勤務し、その8割以上を出勤したときに、年次有給休暇を10日間付与されます。その後1年ごとに付与日数が増えていきます。

パートタイマーの場合には、労働した日数により年次有給休暇が比例付与されますが、週30時間以上勤務する者や週に5日間以上勤務する者は一般の労働者と同じ扱いになるので注意が必要です。

一般の労働者(週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者)

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

	週所定労働日数	年間所定労働日数	継続勤務年数						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3